令和2年

第1回北竜町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和2年1月23日(木) 午後4時10分から午後4時40分
- 2. 開催場所 すこやかセンター 2階 会議室
- 3. 出席委員(10人)

 11番
 水谷
 茂樹(会長)
 9番
 出口
 宜伸(会長代理)

 1番
 高田
 秋光
 2番
 北清
 裕邦
 3番
 藤崎
 正雄

 4番
 松田
 力
 5番
 善岡
 浩樹
 6番
 大場
 信一

 7番
 川本
 和幸
 8番
 中村
 広治
 10番
 植松
 春雄

4. 欠席委員 (1人) 4番 松田 力

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の選出
- 第 2 会議書記の指名
- 第 3 農政報告
- 第 4 農業委員会会務報告
- 第 5 議事参与の制限
- 第 6 報告第1号 農業者年金(旧制度・経営移譲年金)裁定請求の進達 について
- 第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用集積計画について
- 第 9 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による要請について

6. 農業委員会事務局職員

南 秀幸事務局長・中村奨平主査・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事

7. 参与

細川直洋産業課長

事務局長(南)

只今から、令和2年第1回農業委員会総会を開会します。 水谷会長に挨拶をいただき議事の進行をお願いします。

議 長(水谷)

今年もよろしくお願いします。早速議事に入ります。 これより令和2年第1回農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は10名で定足数に達しております。

日程第1の会議録署名委員について、1番 高田委員、8番 中村委員を指名させていただきます。

日程第2

会議書記には、事務局 南局長、中村主査、滝上推進員、手嶋主事を配置します。

日程第3 農政報告について 細川課長お願いします。

課 長(細川)

皆様お疲れ様です。今年も宜しくお願い致します。先般道の農業再生協議会より、今年度の米の生産目安が示されたところでございます。

北竜町の目安として水稲全体の内、主食用うるちで 1,657.6 分 昨年より 14 分の減、もちが 110.7 分で 1.4 分増えております。

うるち・もちを合わせた面積は、1,768.3 分で昨年より 12.6 分 減っている状況でございます。

現在における作付意向調査の段階では、うるちで5分もちが1 分合計6分足りない状況となっております。

今後の各営農組合の配分につきましては、北竜町農業振興協議会にかけましてそれを基に、農協より各営農組合長を通じて皆様に目標を示す予定であります。

以上農政報告と致します。

議長

目標面積に、届いていないと言うことですか。

細川課長

作付け希望面積が、オーバしていると言うことです。

議長

その他質問等ありますか。

委員

【無し】

議長

日程第4 委員会会務報告について、事務局から報告願います。

事務局長

【4ページ朗読説明する。】

議長

日程第5 議事参与の制限についてはありません。

議長

これから、報告1件と議案2件の審議に入ります。

日程第6 報告第1号 農業者年金(旧制度・経営移譲年金) 裁定請求の進達について説明願います。

事務局長

5ページをお開きください

報告第1号 農業者年金 (旧制度・経営移譲年金) 裁定請求の 進幸について

平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられて、なおその効力を有するものとされた旧法施行規則第24条の規定に基づき、別紙の者に係る経営移譲年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和2年1月23日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

6ページをご覧下さい。 経営移譲年金 受理番号 414

年金請求者

さん

後継 者

進達日 令和2年1月20日

年金加入期間 昭和55年11月11日~平成14年1月1日 前回の総会において経営移譲を完了したので裁定請求をしま す。以上説明を終わります。

議長

質問等ございますか。

委 員

【質疑なし】

議長

日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明願います。

事務局長

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい て

農地法第3条第1項の規定による、農地の権利設定の許可申請 があったので別紙の者について議決を求める。

令和2年1月23日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹 次のページをご覧下さい。 受理番号 2-1 売買

譲渡人 北 海 道

譲受人

小豆沢河川敷地の用途廃止による払い下げです。

3条の許可と同時に売買により 所有権移転をする。

の経営面積は、記載のとおりです。

場所は、三谷 番地他4筆全て田となっています。

面積 m² です。

資料の1ページに位置の航空写真がついております。

議 長 このとについて、質疑等ありますか。

委員【質疑等なし】

議 長 質疑等ありませんので採決を致します。

受理番号 2-1 売買について承認される方は、挙手願います。

委 員 【全員挙手】

議 長 理番号2-1 売買については、承認いたします。

議 長 日程第8 議案第2号

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明願います。

事務局長 9ページをお開き下さい。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和2年1月23日

北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧下さい。

番号 2-賃-1

利用権の設定を受ける者 和 さん さん

借主の農業経営状況は記載のとおりです。

契約期間終了に伴う、賃貸借の再契約です。

契約期間は、契約期間は、令和2年1月24日から令和7年12

4

月31日までです。

賃貸料は、622,000円で、反当10,000円です。

前回反当 12,000 円でしたが、2,000 円の減となっています。

支払いは、毎年11月30日までに指定口座に支払う。

土地の所在は、和 他9筆で、地目は、全て田です。

地積面積 63,690 m² 水張り 622a です。

資料の2ページに該当地の航空写真が添付しております。

以上説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

藤崎委員

さんと次の案件の さんと契約期間が、1年間違うので すがどうしてなのか。

滝上推進員

本人の希望です。

議長

そのほかございますか。

委 員

【質疑等なし】

議長

質疑等がありませんので採決します。 承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議長

番号 2-賃-1については、原案通り承認いたします。

議長

次に 番号2-賃-2の説明をお願いします。

事務局長

11ページをご覧下さい。

番号 2-賃-2

利用権の設定を受ける者 和

利用権の設定者は、

さん

借主の農業経営状況は記載のとおりです。

契約期間終了に伴う、賃貸借の再契約です。

契約期間は、契約期間は、令和2年1月24日から令和6年12月31日までです。

和

賃貸料は、145,000円で、反当10,000円です。

前回反当 12,000 円でしたが、2,000 円の減となっています。

支払いは、毎年11月30日までに指定口座に支払う。

土地の所在は、和 他1筆で、地目は、全て田です。

地積面積 15,064 m 水張り 145a です。

資料の3ページに該当地の航空写真が添付しております。 以上説明を終わります。

議 長 このことについて、質疑等ございますか。

委 員 【質疑等なし】

議 長 質疑等がありませんので採決します。 承認される方は、挙手願います。

委 員 【全員挙手】

議長 番号 2-賃-2 については、原案通り承認いたします。

議 長 次に 番号2-賃-3の説明をお願いします。

事務局長 12ページをご覧下さい。

番号 2-賃-3

利用権の設定を受ける者 和 さん さん 利用権の設定者は、 和 さん

借主の農業経営状況は記載のとおりです。

契約期間終了に伴う、賃貸借の再契約です。

契約期間は、契約期間は、令和2年1月24日から令和6年12月31日までです。

賃貸料は、197,000円で、反当10,000円です。

前回同額の10,000円です。

支払いは、毎年11月30日までに指定口座に支払う。

土地の所在は、和 他1筆で、地目は、全て田です。

地積面積 20,581 m 水張り 197a です。

資料の4ページに該当地の航空写真が添付しております。 以上説明を終わります。

議 長 このことについて、質疑等ございますか。

善岡委員 さんは、ですか。

事務局長 ではありません、ご主人が死亡してから奥さんの さんで 賃貸しています。土地は、ご主人が死ぬ前から賃貸をしています。

議長 そのほかありますか。

委 員 【質疑等なし】

質疑等がありませんので採決します。 議 長

承認される方は、挙手願います。

【全員挙手】 委 員

長 番号 2-賃-3については、原案通り承認いたします。 議

議 長 次に 番号2-賃-4の説明をお願いします。

13ページをご覧下さい。 事務局長

番号 2-賃-4

利用権の設定を受ける者 和 さん 利用権の設定者は、 滝川市 さん

借主の農業経営状況は記載のとおりです。

契約期間終了に伴う、賃貸借の再契約です。

契約期間は、契約期間は、令和2年1月24日から令和4年12 月31日までです。

賃貸料は、143,000円で、反当10,000円です。

前回反当 13,000 円でしたが、3,000 円の減となっています。 支払いは、毎年11月30日までに指定口座に支払う。

土地の所在は、和 他7筆で、地目は、全て田です。

地積面積 15,058 m 水張り 143a です。

資料の5ページに該当地の航空写真が添付しております。

以上説明を終わります。

長 このことについて、質疑等ございますか。 議

委 員 【質疑等なし】

長 質疑等がありませんので採決します。 議 承認される方は、挙手願います。

委 【全員挙手】 員

長 番号 2-賃-4については、原案通り承認いたします。 議

議 長 同じ用地の話になりますので、2-売-1・2・3・4を一括で説 明願います。

14ページをお開き下さい。 事務局長

これから全ての売買の件になりますが、旧鉄道用地払い下げを するとのことで今回農地部分について経営基盤強化法で売買する ことにしております。

番号 2-売-1

所有権の移転を受ける者



利用権の移転をする者 北竜町長 佐 野 豊

農業経営状況は、記載のとおり

売買による所有権移転

移転時期は、令和2年1月24日

売買価格は、 円

この売買単価なのですが、測量分筆経費約126万円を測量面積で割ったものです。平成22年のホロピリ川払い下げは、95千円でした。今回の反当94,087円は、その金額と近い価格になります。

対価の支払い期限は令和2年3月27日まで。

土地は、和 外3筆 地目は、全て田

資料の6ページに該当地の航空写真が添付しております。

番号 2-売-2

所有権の移転を受ける者和

利用権の移転をする者 北竜町長 佐 野 豊

農業経営状況は、記載のとおり

売買による所有権移転

移転時期は、令和2年1月24日

売買価格は

対価の支払い期限は令和2年3月27日まで。

土地は、和 外2筆 地目は、全て田

資料の7ページに該当地の航空写真が添付しております。

番号 2-売-3

所有権の移転を受ける者
和

利用権の移転をする者 北竜町長 佐 野 豊

農業経営状況は、記載のとおり

売買による所有権移転

移転時期は、令和2年1月24日

売買価格は、円

対価の支払い期限は令和2年3月27日まで。 土地は、和 外1筆 地目は、全て田

17ページをお開き下さい。

番号 2-売-4

所有権の移転を受ける者 和

利用権の移転をする者 北竜町長 佐 野 豊

農業経営状況は、記載のとおり

売買による所有権移転

移転時期は、令和2年1月24日

売買価格は、円

対価の支払い期限は令和2年3月27日まで。

土地は、和 1筆 地目は、田

資料の9ページに該当地の航空写真が添付しております。

これらの土地は、町有財産であり、5,000 m³以上土地については議会にかけなければならないことになっております。

議会には、先日説明し、今回議会前に農業委員会にかけることをご理解いただいています。

外に雑種地もあるのですが、それにつきましても同じ金額で売 買いたします。以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

北清委員

それ以外の用地については、今後どのようにするのですか。

事務局長

今回、和地区の土地改良事業に伴い要望がありました。

土地改良事業は、町の所有では自己負担になるため、事業の対象外となるため所有権を移転してほしいという理由です。

但し、鉄道用地は、昭和48年に無償で利用して良いと契約になっております。

昭和48年から無料で利用しておりますので、旧鉄道用地を所有することによるメリットがなければ購入したいという気にならないのでは思います。また測量費は高いので、古作のホロピリ川の払い下げでは、

、今回より 10 倍以上の測量分筆費用がかかっています。

今回測量分筆が安く出来たのは、土地改良事業で測量がある程 度重なっていたため安く測量分筆登記ができました。

土地を借りている人が、所有権を移転したいかどうか言う考え 方次第です。無料で使えるならばそれで良いという考えもあると 思います。

議長 そのほかありますか。

委員【質疑等なし】

議 長 質疑等がありませんので採決します。 承認される方は、挙手願います。

委 員 【全員挙手】

議 長 番号 2-売-1・2・3・4については、原案通り承認いたします。

議長日程第9議案第3号

農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請について説明願います。

なお、受理番号2-買-1と2-買-2を一緒に提案します。

事務局長 18ページをお開き下さい。

議案第3号

農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請について 所有権移転に係るあっせん申出を別紙のとおり受理したが、 利用権設定等が早期には困難であるため、北海道農業公社による 買入協議を北竜町に要請することについて議決を求める。

令和2年1月23日

北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

19ページをお開き下さい。

受理番号 2-買-1

申出者

利用調整結果

申出者が所有する農地は、優良農地と判断されるが、当面地域の担い手に集積するのに時間を要するため合理化法人に買入協議が必要と判断される。(令和2年1月14日利用調整会議に於いて決定)

土地の所在は、和 外 6 筆 地目は、全て田で地積面積 54,823 ㎡です。

次のページをご覧下さい。

受理番号 2-買-2

申出者 和

以上で説明を終わります。 このことについて、質疑等ございますか。 議 長 委 員 【質疑等なし】 議 長 質疑等がありませんので採決します。 承認される方は、挙手願います。 委 員 【全員挙手】 長 受理番号 2-買-1と2については、原案通り承認いたします。 今総会の議案は全て終了しました。 議 長 以上をもちまして令和第1回農業委員会を終了いたします。

利用調整結果 先ほどと同じです。 土地の所在は、和 外 11 筆

地目は、全て田で、地積面積 44,523 m²です。

航空写真を資料 10ページ 11ページに添付しております。

| 議 | 長 | | | |
|-----|-----|--|--|--|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 1番 | 委員 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 8 釆 | :委昌 | | | |